經濟論叢

第七十四巻　第二號

幕藩體制の危機について……堀　江　英　一（1）

阿波藩における近世村落の形成過程……大　槻　　弘（3）

宮津藩における農民的商品經濟をめぐる
　領主と農民の關係……池　田　敬　正（21）

近世村落の構造變化と村方騒動……内　藤　正　中（39）

〔昭和二十九年八月〕

京都大學經濟學會

近世村落の構造變化と村方騒動

内藤正中

一　村方騒動の意義

本稿の課題は備中國倉敷村の村方騒動、いわゆる「新禄古禄騒動」にかんする具體的分析である。この新禄古禄騒動については、すでに本誌七一卷二號で簡單に報告したが、紙數その他の事情で充分な分析を果すことができなかった。本稿においては前の論文を基礎にさらに發展させて、歴史的發展の過程における村方騒動の意義を明らかにさせるとともに、村落構造の變質にともなう一村内部での階級關係の變化する具體的なあり方を究明しようとするものである。

村方騒動にかんしては、最近研究がすすんでいるが、それらは多くの場合、村内で起った特殊な事件としてみており、考察の對象も騒動の要求に限られて、村方騒動自體を歴史の流れのなかで追求したものはきわめて少いといわざるをえない。たとえば津田秀夫氏の近稿『封建社會崩壊期における農民闘争の一類型について』（「歴史學研究」一六八號）は、畿内農村における一揆稀少説を批判する立場から從來の研究史を總括するが、村方騒動の歴史的意義にかんしては、「慢性的な持續的な日常闘争の形態を重要視することが必要」（五頁）であるというにすぎず、

何ら積極的理解はされていない。したがって例證とする村方騒動の分析においても、農民的商品經濟の發展・分裂にもとづく村方騒動の必然性は全く考慮されず、偶發的な不作による困窮から、農民が村政を批判し、村役人リコールを要求するに至るもので、「これは經濟的な問題の解決をはかるためには當然政治的要求も平行して出さなければ效果がないことに基づく」（八頁）と記すにすぎない。これにたいしてもっともすぐれた分析を示しているのは、東京大學文學部農村史料調査會『近世農村の構造』で究明された信州木ノ間村の小前騒動である。そこでは化政期（一九世紀初頭）以降、農民の商品經濟參加による小前層の經濟的優位と、自然經濟濃厚な時期に確立された大前層の農村支配體制とのからみ合いを、商品經濟發展に應ずる村落構造變質の面から、きわめて具體的に分析されている。だがここでも小前騒動の意義は、「村の歴史にとつて重大な事件」「封建體制崩壞への指向は、ここに明確にあらわれている」（一九六頁）としてしか理解されていない。

明和―天明（一八世紀後半）を期に、百姓一揆は新しい鬪爭形態をとることになる。すなわち封建社會における基本的矛盾をそのまま表明している惣百姓一揆は、農村内部での分裂・對立を反映する世直し一揆へと、質的轉化をとげ、村落共同體にのっかかった村役人層主導は不可能となり、小農民相互の横の結合にたつた大規模大衆的かつ組織的な農民鬪爭が展開されるに至る。備南地方の事實についてみよう。天明六年（一七八六）十二月十二日備中高松領都宇郡箕島村百姓徒黨强訴、十七日備後福山一藩をゆるがす農民鬪爭勃發、二五日倉敷代官領備中小田後月（シツキ）兩郡村々百姓八〇〇〇人峰起（天明六丙午年備中高松備後福山備中倉敷百姓一件」岡山大學池田家文庫）。山陽道に沿つた棉作農村を、村域・藩領の境を越えて旬日にして席捲したのである。すでに著名な福山藩一揆では、棉役所學表運上反對の要求とともに、庄屋御用達豪商宅を打こわし「村々庄屋御指替」が農民軍によってかかげられていた（『安

部野重子問』「近世社會經濟叢書」第十一卷一九六頁以下)。「年貢延納・夫食拜借・大割減納」を要求する備中小田後月郡農民は、一揆の壓力で强訴せんとしたが、武裝した藩兵および村役人の說諭により阻止された(池田家文庫前掲文書)。これらを通してみられる農民軍より村役人層の背離對立の事實は、この期の百姓一揆を劃する重要な變化であった。すなわち十八世紀までは、村役人以下農民はひとしく小商品生產者として、領主的規制にたいする統一的反抗が可能であったが、その後の商品經濟の發展・農民層の分解進行は、農村內部の分裂を結果した。富裕な農民=村役人層の上昇、領主權力との連繫は、とりわけ專賣制度につながる特權化として具體化される。また激化する農民鬪爭にたいしても、封建領主は懲罰と賞與の二面政策を明確にかかげて、村役人層を統一戰線から分離することを畫策し、もって農民內部の分裂を擴大强化せんとした。

村役人・藩御用達に對立し、居宅を打ちこわした前述備南地方の一揆の底流として、われわれは村落構造の變質・農民的商品經濟分裂を反映する農民內部の對立を考えざるをえない。あたかも、本家—分家・オヤカタ—コカタという同族的血緣的結合にもつづいた共同體的支配關係は動搖し、經濟的對立が顯在化してきたこの時に、封建領主—村役人層の統制機構にたいしてたたかわれたのが、小前百姓の村方騷動であった。明和七年(一七七〇)備中小田郡笠岡村における日雇人・小作人らを中心とする小前騷動(『百姓騷立一件』「近世地方經濟史料」第一卷五六一頁以下)、あるいは本稿の主題たる倉敷村の新祿古祿騷動などがそれである。村方騷動における村役人—平百姓、地主—小作人、特權問屋—小商人などの對立關係は、封建社會においては從屬的な矛盾であるとしても、かかる新しい對立關係を醸成した商品經濟の發展にもとづく近世村落の社會經濟的構造變化がもつ意味はきわめて重要であるといわねばならない。かつまた、かかる農民內部の分裂對立、その集中的表現としての村方騷動の理解の上に立っ

て、はじめて明和―天明期を特徴づける世直し大一揆が正しく把握されるのである。

二　近世村落の變質過程
――商品經濟の發展とその分裂――

元祿から明和・安永に至る（一七〇〇―一七八〇）約八〇年間は、倉敷村を變質させた劃期であった。

商品經濟の發展は、在方に新らしく買占業者をうみだすとともに、農村のなかから小さな地方的市場―商工業的村落を分離・成長させる。江戸時代以降この地方で急速に當展する棉作[註]の中心地であった倉敷村は、延享三年（一七四六）以來代官所在地となつたこととともに、商工業的村落としての性格を濃厚にした。すなわち元祿八年（一六九五）「村明細帳」には、一カ月六度の市日を記載はしていても、「但し餘り人出はこれなく」と註記を必要としたほどのものにすぎなかったが（倉敷市東町小野家文書）、七〇年後の明和七年（一七七〇）「村明細帳」では「當村は市場に御座ゐ」と明記され（小野家文書）、同時に村内には種々の商工業者が全戸數の半分を占めるに至る。

註備中木綿の生産形態については、大藏永常『棉圃要務』（「日本科學古典全書」十一卷）に、「備中の作り方、玉島早島邊の作り方を專ら記す」の項にくわしい。また蠶業新報社『日本棉作要說』（三六六頁以下）でも、玉島附近の特殊な地ごしらえ法が記してある。豐作時の收量は、畿内と對比される四〇貫をあげていた。さらに金肥の利用とともに、日雇人雇傭による經營が早くから行われていたことは注目される。すなわち延享元年（一七七四）倉敷村庄屋の記錄によれば、「人足凡四二人、賃銀四〇匁六分、男一匁三分、女六分」で雇っての經營方法が知られる（「行合カ」小野家文書）。

商品經濟の發展にともなう倉敷村の變質過程を明らかにするため、まづ戸數・人口の增加をみることにしよう。第一表で、周邊農村黑石村の人口が、ほとんど僅かの增加しか示していないのにたいして、倉敷村では、元祿―明

第一表　倉敷村・黒石村の戸數人口の變化

	倉敷村					黒石村				
	戸數	人口計	男	女	資料	戸數	人口計	男	女	資料
天和三年(一六八三)										
元禄八年(一六九五)	九二	三八七	一九四五	一八七七	村明細帳					
元禄十四年(一七〇一)						四二	二四〇	一二九	一三一	宗門改帳
享保四年(一七一九)						四九	二六四	一四四	一四〇	宗門改帳
寶保十八年(一七三三)	一四五四	五三三〇	二八五九	二四七一	宗門人別寄書帳	五二	二九八	一四九	一四九	同右
寶暦二年(一七五二)	一六三一	五六五六	三一七六	二六八〇	同右					
明和七年(一七七〇)	一八一三	六六三五	三六八八	二九九七	村明細帳					
文化十四年(一八一八)	一八五九	七一九九	三九九〇	三三〇九	宗門人別寄書帳					
明治四年(一八七一)	一八〇三	六八三三	三三〇八	二九七五	家數人別寄書帳	七五	三三三	一七二	一六一	宗門改帳

(備考)　倉敷村資料はいずれも倉敷市東町小野家文書による
黒石村資料はいずれも倉敷市黒石永山家文書による

和の七五年間に戸數は一倍、人口は一・八倍へと急増している。しかも元禄では、男女ほぼ同數であったものが、明和には、女一〇〇にたいして男一二八、文化で男一二五の割合をもち、人口増加の内容がたんに村落内部だけの出生ではなく、外部からの流入移住者によっていることを示唆している。寛政以降に村方騒動を通して、倉敷村の

歴史をになって立つ主體勢力―「新祿派」にぞくするいずれもが、延寶九年（一六八一）の「五人組帳」註にその名を見出すことができないのは、戸數人口增加の內容を表明しているといえよう。

註この「五人組帳」は、一人づつ生國を記し、移住者については、何年前に、どこから來たかを明記している。二、三例をあげれば

一、生國備中窪屋郡之內倉敷村　　井筒屋太郎兵衞
一、生國備中窪屋郡帶江村より二十年以前に來りゐ　　帶江屋忠左衞門
一、生國備中淺口郡鴨方村より八年以前に來りゐ　　淺口屋四郎右衞門
（延寶九年「備中國窪屋郡之內倉敷村五人組御改帳」小野家文書）

周邊農村からの流入移住者による商工業的村落への變質過程は、そこでの職業別分化の事情をしることによって一層明らかとなる。商品經濟の發展にともない農民層のなかから、必然的に非農業人口を增大させ、さらに職業別分化をも促進する。それは「商品經濟の基礎」としての社會的分業成立の過程にほかならない。まづわれわれは、十八世紀後半における封建領主の農村法度のなかから、その多くの事例を認めることができよう。

寛政六年備中岡田藩法度

一、本業の耕作を怠り、商の末利を專に心がけ候輩もこれある趣相聞え、甚だ以て心得違に候、依りて此度商工の分人別改仰せつけられ候、向後相改め候商工の外、內分にて末利を遂げゐものこれあるにおいては、きびしく御咎仰せつけらるべき事、但し向後變業致しゐ節は、その旨願い出づべき事

（『吉備郡誌』下二八三七頁）

寛政七年備中足守藩法度

一、近來在方の者共店商いたしゐもの數多これあり心得違の事にゐ、手元に錢廻り都合よきようにこれあり候得共、全く御田地

を荒し候基に候間、以後禁止申し付け候間、早々相止め申すべく候、尤もよんどころなき譯柄にて、商札相渡し候者は、格別の義に候得共、田地賣拂い元手にいたし、又は農業に怠るまじきよう渡世致すべき事、

（同上書二八四〇頁）

右の農村法度でも知られるように、「田地賣拂い元手いたし」とて、商工業者が農民層のなかから分出してくることは、封建領主にとって自らの貢租體系の崩壞を意味し、その限りで、商工業は「末利」であり、禁止しなければならなかったのである。だが「商工の分人別改」をしたとしても、「内分にて末利を遂げ」ようとする小商品生産者の趨勢は、どうともすることができなかった。發展しつつある商品經濟の法則は、從來通り農民をば「本業の耕作」にしばりつけておこうとする封建領主のあらゆる制限をも突破して、ますます多くの農民を、農業から商工業の方へ引きだしてゆく。この過程をさらに明らかにさせるため、第二表の倉敷村職業別構成をかかげよう。

第二表　倉敷村職業別構成

	農	工	商	その他	計	資料
元祿八年（一六九五）	八八九			三	九二三	村明細帳
安永元年（一七七二）	八八八	一三五	四九一	三九	一八八八	町内小前商賣留帳

（備考）資料はいずれも小野家文書による。

第二表の元祿八年では、ほとんど農業從事者であったにもかかわらず（「その他」の項三三人は、村役人・神子・僧侶・道心者である）、安永には、非農業戸數が約半數をかぞえ、かれら商工業者はさらに次のような多様な職業に分化していた。

工業――桶屋（一八軒）笠屋（六）竹細工（一一）木細工（二）塗物細工（四）鍛冶屋（一〇）大工（一六）左官（六）石屋

(三) 木綿賣くり (九) など。

商業——質屋 (一九軒) 問屋 (一四) 綿賣買 (四四) 木綿仲買 (一八) 木綿賣 (四) 繰綿屋 (六) 綿打屋 (一四) 綿繰枠直し (五) 紺屋 (一四) 紺屋手間 (八) 古手問屋 (三) 古手仲買 (五) 古手商 (一八) 古手出買 (一七) 干鰯屋 (一二) 魚屋肴賣 (一五 六) 酒造請酒 (二二) 菓子飴屋 (一二) 油絞油屋 (三二) 米麥雜穀商 (四七) 八百屋 (四) 茶賣 (一五) 豆腐屋 (一五) タバコ賣 (一六) 小間物屋 (一三) など

その他——船頭馬方 (二一軒) 日雇賃持仲仕賃持 (三七) 宿屋 (一〇) 髮結 (一〇) ぬい物仕り (五七) 醫師 (八) など (安永元年「町内小前商賣留帳」小野家文書)

商品經濟の發展は、右のような多様な職業別分化をみちびきだすとともに、他方では農民層の階層分解を促進した。

第三表　倉敷村農民階層分解

	100石以上	100—50	50—20	20—10	10—3	3—1	1石以下	登錄人數	資料
元和五年(一六一九)		一	三	九	四三	三五	六六	一四九	名寄帳
寛永十九年(一六四二)	一	二	二	二九	四四	三六	五	一三	御年貢割帳
文政十二年(一八二九)	四	二	六	一〇	四四	九四	七	二四一	名寄帳
天保六年(一八三五)	四	三	五	二	四六	九四	八	三三六	名寄帳

(備考) 資料はいずれも小野家文書による

第三表は、農民層の顯著な分解の様相を示しているが、寛永—文政間二〇〇年の資料 (「名寄帳」「宗門帳」) を缺くため、もっとも重要な時期にたいする明確な理解をなすことは不可能であるが、次の第四表その他で補いつつ

階層分解にかんする考察をすすめよう。

第四表 倉敷村農民階層構成の變化

	百姓	借地百姓 借屋百姓	計	資料
天和四年(一六八四)	二三	五三	七四	五人組帳
元祿八年(一六九五)	一九	七八	九八	明細帳
天文四年(一七三九)	二四	一三七	一四二	五人組帳
文政二年(一八一九)	二四三	一六〇三	一八四	五人組帳

(備考) 資料はいずれも小野家文書による

寛永期では一〇石前後の規模で、二・三人の下人を使う農業經營が支配的であったが(「下人」については、寛永十九年「五人組帳」による)、その後の耕地の增大、農業技術の改良・商品經濟の一定度の發展の上に立つ農業生產力の發展向上は、註下人・家子などの隷屬農民の解放・獨立を結果する。それはほぼ十八世紀を境とすると想定される「檢地帳」「名寄帳」の登錄人數增加として現われる。第三表で寛永—文政間における二倍增加は、第四表を參照すれば元祿—元文期の現象ということができる。だがたとい土地所有農民になったとはいえ、きわめて零細規模であったことは、文政度の三石以下層激增によって知ることができる。他方第四表にみられるように、累年借屋百姓・借地百姓が增加していることは、戶數人口增加の第一表と對照して興味あることであろう。このように十八世紀を劃期として、倉敷村の農民構成は變容する。かつての下人は零細ながら土地所有農民に獨立し、また本百姓とはなりえなかったものでも、流入移住者とともに借屋百姓借地百姓として五人組の「借屋組」中で一軒を構成し、農業外の職をもって渡世することとなった。かかる農民層分解の事情は前述職業別分化と並行するものであり、持高を職業と對照することによって二層具體的なものとなるであろうが、現在一八〇〇軒餘について逐一調べることは不可能に近い。その一部については「階級關係」の章で後述することとし、ここでは大略を述べるにとどめる。すなわち二〇石以上の上層農民の質屋・酒屋・問屋、一〇石前後三石に至る農民層の綿仲

買・魚屋・干鰯屋・古手商、三石以下および「名寄帳」に記載されていない一七〇〇餘（全戸數の九割弱にあたる）の借屋百姓無高層の營む小商人や日雇賃持・小作人という關連を指摘することができるのである。

（註）元和五年六三町三七五石（同年「名寄帳」）で出發した倉敷村は、相次いで新田開發を行い、寛永十九年には一三八五石（同年「御年貢割帳」）、元祿八年には一六三町一八〇石へと（同年「村明細帳」）、元和以來一〇〇年にして面積で二・六倍生産力で五倍近い發展を示している。

以上述べてきたように、商品經濟の發展は十八世紀を劃期として、倉敷村を大きく變質させた。流入移住者により戸數人口は二倍近くに激增し、彼らの多くは商工業を營む。職業別分化は促進され、村民の約半數は種々雜多の商工業に從事することになった。同時に農民階層は顯著な分解を示し、一〇〇石以上の寄生化した大地主を四人ももつとともに、他方では三石以下の零細農が土地所有者の八割を數え、無高水呑百姓・小作人は、實に全戸數の九割弱にも達する。

農民的商品經濟の發展・社會的分業の促進すなわち國內市場の造出過程において、封建領主はいかなる對策をとったであろうか。前述した封建領主の農村法度でも明らかなように、「本業の耕作を怠り、商の末利を專に心がけい輩」にたいしては、斷乎とした禁令で抑壓しようとする。十八世紀後半に度重って發令される禁令は、封建領主の決意とともに抑壓しがたい農民的商品經濟發展の樣相を表明している。農民階層の分解は、地主—小作關係の生成により阻止され、日雇半プロへ脫農民化しようとする農民層は、寄生地主のもとに新らしく小作人として組み入れられる。發達する小農民的經營は、とりわけ高利貸的機能を顯著にもつ商業資本のもとに隷屬させられ、自

由な展開を阻害されるようになる。さらに封建領主は、富裕な農民層を特權化することによって、農民的商品經濟の內部分裂をも策す。倉敷村の場合、寶曆九年（一七六〇）和泉屋茂兵衛ほか八軒を、新らしく木綿問屋に任命し、まづ村內有力商人を特權化した（安永二年「繰綿代銀引込出入」大原家文書）。農民的商品經濟の果實を、かれら特權問屋の獨占的買付けに委任することによって、領主經濟の藩屏化し、農民的商品經濟を分裂・對抗させようとしたものであった。同時に計上された繰綿問屋運上は、その代償であり、領主にとっては新財源の發見である（「寶曆九卯年御年貢免狀之事」小野家文書）。

商品經濟の發展に對應する封建領主—特權商人（＝村役人層）の統制成立にともない、農民的商品經濟は分裂し、ここに新しい對抗關係が醸成される。

三　階級關係

——古祿派と新祿派——

村落構造の變質・農民的商品經濟の分裂は、農民鬪爭をその規模においても、また質的にも變化させ、封建領主の農村支配機構の末端を構成する村役人層にたいする一般農民大衆の鬪爭—いわゆる村方騷動を、新らしく生みだした。寬政二年（一七九〇）から文政十一年（一八二八）にかけてたたかわれた倉敷村の「新祿古祿騷動」もその一例である。まづわれわれは村方騷動における農民諸階層の對抗關係を明らかにしなければならない。

もともと、ここでたたかわれた村方騷動自體が、古くからの門閥特權や土地所有での優位をもつて、村役人を世襲的に獨占するいわゆる「古祿派」にたいして、商品經濟の發展にともない木綿生產の流通過程を新らしく擔當す

ることになって、より多くの貨幣財産を集積しつつあった新儀商人層を中心とした「新禄派」の、村權力奪取・株仲間獨占打破の挑戰であった。したがって兩派の階級的基盤を語る場合、土地所有別ないしは貢租負擔額別を表明する前掲第三表のような「名寄帳」だけからする階層區分は、きわめて不充分なものとしなければならない。かくしてわたしは、第三表を參照しつつ、「安永元年町内小前商賣留帳」（小野家文書）「安永六年酒造高書上帳」（倉敷市新川町大原家文書）「兒島屋與兵衛覺書」（同上文書）その他により職業を、「天明八年義麥等級錄」（木山巖太郎『倉敷史談』六八頁）「文政十年備中國○持角力」（倉敷市酒津梶谷家文書）から財産順位を、「文政二年五人組帳」（小野家文書）から田畑所有高および借屋借地を通ずる支配從屬關係を明らかにしつつ、十八世紀末から十九世紀において對立する村内諸派の階級的基礎を具體的に究明する。

古禄派　古禄派十三家は次の通り

紀國屋孫太夫（小野）　庄屋　妙見宮宮番　六石五斗　酒造株一〇石　義麥等級中下等（十二位）　借屋二〇軒所有　化政期では無高同様に凋落

播磨屋安右衛門（小野）　十四石　問屋　酒造株一〇石　義麥發起人

蔦屋彌三右衛門（岡氏本家）　百姓代　三三石　酒造株三五石　下次等（三六位）　借屋六一軒

俵屋又五郎（岡）　百姓代　二二石　酒造株二五石　下次等（三二位）

錢屋惣左衛門（岡）　親子で年寄役　二三九石　酒造株七石　問屋　上次等（三位）　借屋十八軒

坂口屋文兵衛（岡）　三石　問屋　下次等（二九位）

瀬尾屋十之兵衛（藤井）　年寄　宮番　七三石　酒造株三五石　問屋　中下等（十八位）　借屋四三軒

油屋與一右衛門（吉田）　年寄　宮番　二三石　酒造株一〇石　問屋　中下等（十九位）　借屋八軒

宮崎屋五藏（井上氏本家）　年寄　宮番　一一八石　酒造株二五石　質屋酢油醬油　上次等（四位）借家六五軒　獨力で玉泉寺を建立

花屋和太郎（井上）　一〇石　酒造株二〇石

大島屋庄右衛門（大島）　百姓代　宮番　四一石　酒造株三五石　問屋　下次等（二八位）借屋二五軒　勸龍寺へ敷地を獻納

和泉屋茂兵衛（林）　二升八合　酒造株三〇石　問屋　下次等（三五位）借屋八軒

井筒屋伊左衛門（永澤）　年寄三七四石　酒造株一〇〇石　上等（一位）借屋二九一軒　文政備中國〇持角力では「勸進元」をつとめる備中第一の富豪

右の古祿派のいずれもが、元和の新開、近世村落として倉敷村が形成されて以來の舊家として、元和五年「名寄帳」寛永一九年「御年貢割帳」「五人組帳」に、庄屋孫太夫五六石下人四人、蔦屋彌三右衛門三九石下人八人、錢屋三郎右衛門二〇石下人四人の如く村内指折の高持・下人所有者として記載され、また天和四年（一六八四）「五人組帳」では、多數の借屋所有者であった（後掲第五表參照）。このようにかれら古祿派は、下人・コカタ百姓・借屋百姓・分家にたいしてはオヤカタ・宗家としての位置に立ち、同族的結合の中核にあったのである。さらに村落共同體においては、元和以來村役人を獨占的に世襲してきたのみならず、產土神妙見宮の「木綿襷株」という宮番をもにぎり、旦那寺にたいしては檀徒總代として、一八〇〇の村民を祭政兩面から支配していた共同體ヒエラルキーの頂點を構成する門閥であつた。他方經濟的には、村高の半分にも達する八〇〇石餘をわずか十三人で所持し、またいずれもが、一〇石ないし一〇〇石の酒造株をもち、それは村内酒造高四二七石の八割以上を獨占するものであった。さらに商品經濟の發展・その分裂にともない領主的商品經濟の觸手に仕立直され、木綿問屋・米穀問屋・質屋

という特權商人になっていた。そしてこれら物質的基礎による致富の事情は、天明八年義麥等級錄（七〇人記載―いわば長者番付）の上位にいることによってもうかがえる。だが十八世紀以降村落内部の變質、すなわち同族的共同體的結合が前述商品經濟の發展により徐々に解體するに應じて、古祿派の經濟的衰退・政治的凋落が顯著となる。第五表はそれを如實に物語っている。

第五表　古祿派の勢力移動

	寛永十九年（一六四二）		天和四年（一六八四）		文政二年（一八一九）		文政十二年（一八二九）	天保六年（一八三五）
	持高	村役	借屋敷	村役	借屋敷	持高	持高	持高
紀國屋	五六、八八七石	年寄	三八軒	庄屋	二〇軒	六、五二七石	四、二八二石	一、七二八九石
油屋	三二、五七六	年寄	二	年寄	八	三三、九七三五	一八、二八二	一〇、四八九
蔦屋	三九、〇三七	年寄	一七		六	三三、〇六三五	百姓代	一三、五四六
宮崎屋	三五、四四三	年寄	六	年寄	六五	二八、〇一三	年寄	二五、六二三
瀬尾屋	一〇、九六		一六		四三	九二、七六八	年寄	四八、八六五
錢屋	二〇、九四四		三六	年寄	一八	二九、三四四	年寄	六四、五八六
井筒屋	三三、六六六		四		一九	二四、三三三	年寄	四〇八、九七七
	御年貢割帳		五人組帳		五人組帳		名寄帳	名寄帳

（備考）資料はいずれも小野家文書による

新祿派　古祿派に對置される新祿派二〇數家から代表的メンバーを擧示しよう。

兒島屋武右衛門（植田）　二〇町二三四石餘をもつ村内第三の高持、文政年間借屋借地百姓一〇九軒をもつ、享保前後に移住し、新田開發に積極的に從事したが、文政以降質地兼併により豪農的性格をしだいに失い、幕末では完全に寄生化する、義麥等級錄上次等（二位）、文政備中〇持角力では東前頭二枚目、新祿派の指揮者であり、抗爭後最初の入札で庄屋になる。

中島屋平右衛門（大橋）　七町六五石の豪農で質屋を兼營、直島鹽田開發經營　中等（七位）、東關脇、幕末庄屋↓代官所燒討の討幕派↓岡山自由黨の領袖という政治活動のコースをたどる明治二二年所有田畑約二〇〇町歩

角屋忠兵衛（内藤）　二石四斗　綿仲買干鰯屋　下末等（四二位）東前頭三三枚目

板屋仁左衛門（和栗）　五石六斗　綿仲買綿打屋　下上等（三二位）東前頭四枚目

下津井屋吉左衛門（阿部）　一二石　綿仲買米穀商　下次等（三一位）

濱田屋安右衛門（小山）　六石九斗　綿仲買古手屋　下次等（二八位）東前頭一〇枚目

兒島屋與兵衛（大原）　伊左衛門借地　九斗七升　綿仲買古着屋　下末等（五九位）明治二一年倉敷紡績創立、二二年所有田畑約八〇〇町歩

吉井屋小右衛門（原）　伊左衛門借家　一石一斗　油絞り

中島屋源助（大）　五斗五升　小質屋　東前頭一三枚目

日野屋孫兵衛（木山）　一石八斗　綿實買　下末等（四八位）

大坂屋源助（林）　才右衛門借屋　無高　藥商

常屋紋次郎（姓不詳）　久兵衛借地　一石二升　綿仲買　綿實買

古祿派の門閥舊家にたいして、新祿派の多くは前述延寶九年五人組帳には、未だ記載されていない元祿以降の流入移住者であったのが特徴的である。かれらが商品經濟の發展とともに、小商品生產者のなかから分出され、田畑

家屋敷を賣却元手として、土地への緊縛を原則とする封建農村から脱出した新儀商人であったことは、それ自身すでに德川幕藩體制への對立者たることを意味している。商品流通の發達により、村落共同體の同族的結合が弛緩し、地方市場をめぐる新しい社會關係が生まれつつあったとき、土地所有においては、せいぜい一〇石ほとんどが五石以下無高の零細農・屋借百姓であったにせよ、木綿・菜種の流通過程に登場し、綿仲買・干鰯賣・油絞りとして商業利潤を蓄積しつつ擡頭した。古禄派が上位にいた天明義麥等級錄で、新禄派は下位であったにもかかわらず、文政備中國〇持角力ではその番附上に多くの名前を見出すことができるほど、その經濟的上昇は顯著であった。

大衆的反對派

古禄派新禄派の兩派にぞくした四〇軒ばかりは、ほとんどが天明義麥等級錄にのっている村内上層農民であった。これらにたいして、他の一八〇〇軒に上る町人農民大衆―「大衆的反對派」とでもいっておこう―はいかなるものであったろうか。文政一二年名寄帳記載人數が二四二人であったことでもわかるように、かれら大衆的反對派の九割までが、無高水呑百姓であり、脱農民化しつつある日雇半プロ層であった。事實「安永元年町内小前商賣留帳」では八二八人の「小作人」を記載していた。また同上文書では、種々雜多の小商・手工業者の存在を語っていたことは前述の通りである。したがって大衆的反對派の階級構成は、雜多な小商人・手工業者・小營業者をはじめとして、無高小作人・賃織日雇奉公人たちからなっていた。

以上のような階級關係の上に、倉敷村の村方騒動はたたかわれる。小商品生産者への「近さ」を最大の武器とする新禄派は、村内民主化の旗印のもとに大衆的反對派をたくみに結集して、村内主導權をめぐる權力闘爭に勝利す

ることができるのであった。

四　村方騒動の經過

村割參與權要求

寛政二年（一七九〇）兒島屋武右衞門は、貢租賦課にたいする町人農民一般の參與權を村役人に要求した（以下すべて大原家文書「寛政二年當村村役人中と兒島屋武右衞門大事の事」による）。「村割に立合申すべき段庄屋へ掛合これありゝ處、當村の儀は前々より庄屋年寄百姓代十三人立合割來りし故、他の百姓の立合申す例これなく…」。當然の拒否であったが、十二月訴願はさらに代官所へ出された。あわてた代官は、村役人にただすとともに、隣村庄屋を通じて説得にあたらせるが、大衆の團結の上に立った武右衞門はきかず、大衆また翌春の小割役町役完全サボで應じた。さらに代官の訴願握り潰しに憤った大衆は「十二月初百姓中のうち十人十五人づつ觀音場へ集り右一件挨拶致し度」と呼びかけ、「惣百姓中へ廻文を以て催促…およそ五十軒ばかり印形仕り」と連判署名をとって抗議するまで闘爭はすすむ。意外な大衆抗議に代官も屈し、「村割方は寺院を借り惣百姓立合村役人立合にて割附致すべし」と命じ、ここに村割參與は大衆によりかち取られる。

特權問屋追放闘爭

寛政四年二月、繰綿問屋和泉屋の多額の（普通の三倍）口錢徴收にかんし「小分の御運上を差上げ多分の銀子を町内より取込ゝ段甚だ不埒」と、下仲買人十名に抗議され、「和泉屋くり綿運上の義相止めもらい度」と訴えられた（以下大原家文書「寛政四年くり綿一件」「兒島屋與兵衞覺書」による）。かくて八月、問屋の出綿燒印は庄屋に渡され、

問屋機能が代行されることとなったが、突如玉島問屋十五軒は、問屋停止を理由に「當地くり綿直取引は相成難し」と横車を押してきた。それは倉敷仲買人が直ちに見拔いたように「買問屋十五軒の了簡より出い儀にてはこれなき由、當地和泉屋の緣に依て阿賀崎庄屋より十五軒の問屋方へ申入れ」た和泉屋の反擊であった。倉敷でも「是は當村の一件にて各樣方へ係合相成申す儀はござなく」と應じ、「御改の燒印を庄屋迄下されて出綿の節御改仕りい、當所種は少しも差滯りござなくい間、何分先年の通相變らず御註文下さる樣」と說明して玉島の意向を待つが、年內には何の返事もないままに倉敷では「當秋私ども一本も出し申さず…皆船積に致し下關筑前下し致し」の强硬策で危機を切り拔け、訴願をつづけた。かかる倉敷仲買人の强い意志と、玉島問屋の商賣上の利害とは、和泉屋―阿賀崎村庄屋―玉島問屋と結ばれた反動體系を崩壞させ、翌正月には「前々の通取引致すべき由、外方にかかわり申さざる由」と妥結、六月和泉屋より問屋役沒收、下仲買人に「本數改の燒印迄下しおかれ、右十軒のうち二軒づつ年番にて其年の繰綿實綿の出荷數改むべし」となり、以降自主的な年番制により商業組織は運營されることとなった。

村役人の入札制獲得

村內民主化をスローガンとする新祿派の相次ぐ勝利にたいして、古祿派の凋落は顯著であった。庄屋は無高同樣になり（前述第五表）、年寄井筒屋は訴狀にみられる京先斗町での女遊びに必要なためか、田畑一六八筆八町七反一三八石七斗餘を、酒津村伊平治に質入れして一一四貫餘を借銀しているほどであった（文化十三年「質入申田畑證文之事」京都大學經濟學部藏梶谷家文書）。寛政年間の前哨戰をすぎて、村方騒動の勝敗を決する文政新祿古祿の抗爭は、いよいよその機が熟する。

妙見宮再建祝にあたり、一文の寄附もしない庄屋七太夫が、宮番を理由に最上座に坐り、新祿派はじめ寄進者の怒を買った。文政四年（一八二一）植田武右衛門は、五人組を脱退して公然反抗の態度を示す（文政四年「御用留」小野家文書）。五人組は村落構成の根幹である。二月六日夜村役人は二八人の村民と寄合協議するが、いかんともすることができなかった（同上文書）。古祿派の村落支配はかくして危機に立つ。それより前、三年五月年寄瀬尾屋廣輔・齋七郎父子、および年寄和泉屋退役につづき、十一月年寄井筒屋退役（文政三年「御用留」小野家文書）、さらに五年八月錢屋惣左衛門の年寄退役と、村役人の辭職がある。これを聞いた村民は、協議して「百姓代の儀は相當の者を取極お伺い申上げ奉るべくゆ」と三八人連署して代官に申入れしたが（文政五年八月「乍恐以書付奉願上候」大原家文書）、八月一一日錢屋退役許可、同日村役人推薦による百姓代四人を、代官が年寄役に昇格任命したことにより（文政五年「御用留」小野家文書）、抗爭の口火はきられた。以下經過を記すが、資料は主として大原家文書の、文政六年二月より十一年二月に至る十八種の訴狀・覺書により、村役人側記錄として小野家文書文政三―八年「御用書類留」を參照した。

まず六年二月、新祿派は村役人選出に一般村民の參加、百姓代リコールを要求して立つ――

一、庄屋年寄の儀は、當代相勤め居六人の者にて惣方差支へござなく、もつとも役儀進退の節は、村役人の取極め百姓代へ相談に及び、連印を以てお願い申し上ぐべし、新たに取立の節は村役人惣百姓熟談の上取極め申すべき事

一、是迄の百姓代を相止め、以後百姓代取極めの節は、村役惣百姓相談の上取極め申すべき事

かくて村役人は總退役でこれに應じ、村民は小入用割拒否でたたかう。ところが六年六月「近來村入用割並びに町役銀など追て相かさみ心得難し」と疑問をもった新祿派は、庄屋へ押しかけ「諸帳面見取調の處不審の義數多これ

あり、簡條書付にて七太夫へ相尋ねゆ處彼是紛敷返答申立て頓着は仕らず」の態度に憤激、代官所へ訴へ出たが「七太夫一應のお糺もこれなく願書お差戻しに相成、却つてきびしくお叱りを蒙る」こととなった。かくては「何とも當惑仕り得心せず」と、江戸愁訴を決意、二名を代表に勘定奉行へ訴願する。

この間新祿派は、村役人九名の「不正押領の始末」を遂一暴露し、廣く大衆へ訴え戰線統一をはかり、古祿派また「村役人を相手取ゆ者は居宅打毀しと唱へ、山野にほら貝を吹き太鼓を打ち騒ぎ立て…是迄の村役人支配を受け度趣願を認め取り、村中家別にて印形取廻り、あくまで不承知の者は相手取御役所へ願出」と强引な戰術で、新祿派の江戸愁訴を妨害し、大衆の結束を切り崩そうとする。こうした抗爭の渦中にある代官所の態度は、庄屋の公金横領訴願でも明らかであったように、古祿派村役人と同列に立つものであり、七年三月辭任した古祿派をそのまま村役人に任命して、はっきりと、新祿派・大衆に對立していた。したがって代官所に不信をもつ村民は、「御年貢米銀など一切七太夫へ相納めゆ儀に仕り難く…何卒御吟味中は御年貢米銀直納仰せ付け下され…、此趣御支配御役所へ願出ゆへ共一同御取用いなく…よんどころなく尚又愁訴申上げ奉りゆ」と、年貢米銀の江戸直納すら希望していたのであった。

八年七月、再三にわたる訴願がきき入れられ、「改むべき義これありゆ間、郡中割入用諸帳面類夫申年迄十ケ年分其外右勘定見合相成るべき書物類共共之を持ち早々罷出…」と勘定奉行は命じてきた。かくして十年四月、江戸のたよりは新祿派・大衆の勝利をもたらすに至る――

「庄屋七太夫年寄義右衛門惣乙助三郎右衛門並に百姓代共退役致し五人組へ組入れ、後役差支へざる樣申し合せ、庄屋年寄の義倉數一村高持百姓共人札を以て取極めゆ、百姓代の義右はただ惣百姓共屆に任し取計うつもりの義に定めゆ…」

百姓代リコールから村役人全部の入札へと大衆の要求は六年間の斗争の過程で發展させられた。翌十一年二月、入札行われ、植田・水澤の二名が選出されたが、以後庄屋・年寄は高持百姓の入札によって、百姓代は農民代表にふさわしく全村惣百姓の合意の上で決定されることとなった。

五　總　括

村方騒動―新禄古禄騒動の分析を終るにあたって一應の要約をしておこう。

村方騒動は、商品經濟の發展により血縁的同族的結合にもとづく縦の村落共同體支配體制が弛緩しはじめた時、危機に直面した封建領主の分裂に拍車をかけられて、村役人層―特權商人層と小前百姓層との對立關係が激化することにより惹起される。したがってそこでは、自然經濟濃厚な時期に確立された村落支配體制・村役人層の傳統的權威が、商品經濟の發展にともなう小前百姓層の上昇によって桎梏となり、危機にひんしていた。倉敷村においても、村内有力商人が特權問屋として封建領主の藩屏化した時、新禄派新儀商人層は果敢な闘爭を展開して、特權問屋追放問屋機能の自主的運營をかちとった。さらに政治的には、村割參與・村役人入札を要求することにより、村權力の奪取をはかったのであった。しかもこの村方騒動の基盤には、土地所有にたいする貨幣財産の蓄積、古禄派の門閥による社會的地位をしのぐ新禄派の經濟的實力が存していたことは、文政抗爭の發端ともなった妙見宮再建祝において、宮番の權威にたいする寄進者の實力が拮抗した事情によって表明されている。商品經濟の發展とともに、かつての古禄派の經濟的社會的政治的優勢は、まづその經濟的基盤において崩壞しはじめた。ここでの阻止の支え手は領主權力との連繋に求められる。封建領主またかれらを農村支配の據點に仕立直さんものと考えていたの

である。農民内部の分裂、村役人層の領主側への轉化は、騒動の經過が表わしていた。

農民内部の分裂、封建領主—村役人層の統制機構成立にあたって、小前百姓層の斗爭を指導した新祿派の役割は如何に評價すべきであろうか。かれらは生産者的な富裕な農民であり、あるいは木綿流通の國内市場を擔當する新儀商人層であった。家父長的な主從關係や同族的共同體的支配關係は、かれらの發展にとって何よりも桎梏であった。商品經濟の發展はかかる縱の關係と横の結合との矛盾を擴大し、さらに封建領主の分裂政策は一層對立を激化することとなった。この時において、村内民主化の旗印のもとに大衆的反對派を結集してたたかいえたのも、かれらが農民的商品經濟を代表する性格をもっていたが故である。古祿派特權商人が領主經濟の觸手として、たんに流通過程にのみとどまっていたのにたいし、新祿派新儀商人は發展する農民的商品經濟のなかから分出され、小商品生産者との間に何らかの直接的關係をもつことを特徴とした。だがかかる新祿派の變革的要素とても古祿派に對置してのみいいうることであり、大衆的反對派との間には越えがたい一線は存していた。したがって一度古祿派の後かれらの發展する方向は、經營—生産力よりもむしろ高利貸的營業に基因する質地兼併・土地集積の商業高利貸資本・寄生地主へのみちをたどり、明らかに大衆と對立するものとなる。幕末維新期におけるかれらの政治的動向はきわめて興味ある問題をもっているが、それらの分析は他日を期さねばならない。

ともあれ、明和—天明を期とする惣百姓一揆から打こわしをともなう世直し一揆への轉化の基礎には、先進地帶のみならず全國到るところでかかる村方騒動がたたかれる。それは商品經濟の發展にともなう村落構造の變質、封建領主の對應としての農民内部の分裂策に基因する歴史の必然が要求するものであった。

（附記）引用文書の利用にかんしては、岡山市邢山辰巳氏、倉敷市小野一巨氏、永山卯三郎氏などの御好意による。